

## 「令和5年4月から 放課後等デイサービスの利用申請手続きが変わります」

放課後等デイサービスの利用申請手続きについて、令和5年4月から以下のとおり変更となります。

### 1 更新者（既に放課後等デイサービスを利用している方）の支給日数

4月からの新しい受給者証が発行される3月末更新の方から、支給日数の目安の範囲内で希望する日数を申請いただきます。

現在の支給日数からの変更を希望する場合は、ご契約の特定相談支援事業所にご相談ください。

例）小学1年生、放課後等デイサービスA事業所を週1日利用（支給日数は月5日）  
→実際に利用できる日数として、週1日（月5日）の支給日数を決定していますが、  
4月からは利用事業所が未定でも支給日数の目安の週2日（月10日）まで支給しますので、現在、利用しているA事業所の利用日数を増やしたり、新しい事業所を追加で週1日利用することができます。

### 2 支給日数の目安

小学1年生～2年生 週2日（月10日）

小学3年生～6年生 週3日（月15日）

学童クラブの利用児童 学年に関わらず、週2日（学童クラブと放課後等デイサービスを合わせた週の日数は週6日とします）

中学生～高校生 週5日（ただし、各月の日数から8日を控除した日数）

※保護者の就労状況、健康状況等、放課後等デイサービスの利用が欠かせないと判断できる場合は、この日数を超えた支給決定をする場合があります。

### 3 変更時期

令和5年4月から

### 4 4月末以降の更新者（参考）

「更新のお知らせ」発送時に変更内容の案内を同封し、現在の支給日数からの変更を希望する場合は、支給日数の目安の範囲内で希望する日数を申請します。

【問合せ先】

杉並区障害者施策課認定・給付係 電話：03-3312-2111 内線1169・1134